

<令和5年6月15日 更新>

加須市創業支援補助金 主な Q&A

Q1. 審査はどのように行うのですか？

A1. 申請内容の審査を実施する機関として、加須市創業支援補助金審査委員会があり、そこで「補助事業の適合性」や「事業計画の適切性」などについて審査が行われます。

Q2. 補助対象経費に掲げられているものであれば、すべて対象になりますか？

A2. 事業計画書（様式第2号）の「5. 事業の見通し（月平均）」の実現に必要なものでない場合をはじめ、補助対象経費の内容が不明確な場合や補助事業の実施に不必要なものである場合は対象外です。

Q3. すでに創業している場合の、既存の備品の修理や買替は対象になりますか？

A3. 対象外です。

Q4. 建物や工作物は対象になりますか？

A4. 建物や工作物は対象外です。なお、建物付属設備に該当するものも対象外です。

Q5. 現地調査はありますか？

A5. 申請時や完了報告時において、補助事業の適正を期すため必要があるときは、職員が現場に立ち入ることや関係者にヒアリングを行うことがあります。

Q6. 車両及び運搬具は対象になりますか？

A6. 車両及び運搬具は対象外です。

Q7. キッチンカーによる移動販売で起業する計画を立てています。キッチンカーは対象になりますか？

A7. 車両及び運搬具は対象外になっていますので、キッチンカーを購入する費用は対象外です。

ただし、キッチンカーの外装・内装費用や1単位あたり10万円以上の事業用備品の購入費は対象になり得ます。その場合、見積書で内訳がキッチンカーの車両部分とは明確に分かれており、個別に金額が確認できる必要があります。

なお、事務所（住所）及び営業車（キッチンカー）の保管場所の所在地は市内であることが必要です。

事業計画において、市内で営業する予定があることが必要です。